

教 育 委 員 会 会 議 次 第

平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日 (金) 15:30

教 育 委 員 会 会 議 室

1 開 会

2 案 件

(1) 議 案

議案第 2 7 号 「平成 2 6 年 1 2 月北九州市議会定例会への提出議案等について」

(総務課長)

議案第 2 8 号 「北九州市社会教育委員の委嘱について」

(生涯学習課長)

議案第 2 9 号 「北九州市職員表彰規則の一部改正について」

(教職員課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 平成26年11月14日（金）
- 2 開催時間 15:32～15:51
- 3 開催場所 小倉北区役所庁舎東棟6階
- 4 出席委員 古城和子（委員長） 吉田ゆかり シャルマ直美 伊藤一義 彌登 章
垣迫裕俊（教育長）
- 5 事務局職員 教育次長 岩淵 英司
総務部長 小澤 周三
学務部長 花本 潤一
指導部長 渡邊 義隆
教職員研修・企画担当部長 大庭 正美
生涯学習部長 宇佐美 健次
人権教育担当部長 大竹 順司
総務課長 平野 義人
企画課長 松成 幹夫
施設課長 佐村 良夫
指導企画課長 今村 剛志
指導第一課長 弥永 和利
指導第二課長 平池 秀幹
特別支援教育課長 入尾 忠之
教職員課長 太田 清治
学事課長 吉竹 直人
学校保健課長 安藤 光春
生涯学習課長 梅下 勝己
特別支援教育企画担当課長 相良 勝弘
労務評価担当課長 田中 真徳
服務争訟担当課長 吉永 一郎
- 6 書 記 総務課庶務係長 田内 淳也
総 務 課 鈴木 忠之
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会会議録（平成26年11月14日）

1 開 会

15:32 古城委員長が開会を宣言

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第27号 「平成26年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」

2 会議録署名委員の指名

古城委員長が会議録署名委員に、吉田委員とシャルマ委員を指名。

3 案 件

(1) 公開案件

議案第28号 「北九州市社会教育委員の委嘱について」

本議案の提案理由を生涯学習課長が説明。

〔提案理由要旨〕 北九州市社会教育委員条例（平成26年北九州市条例第28号）第1条の規定に基づき、委嘱している委員のうち1名の辞任に伴い、新たに後任の委員を委嘱する必要があるため、この案を提出する。

古城委員長／会議は年に何回くらい開催されているのか。どのような内容を扱っているのか。生涯学習課長／年間の開催回数は、大体2回から3回開催している。定例の議題としては、社会教育関係主要事業及び社会教育関係団体への補助金交付状況について、協議をいただいている。この他に、社会教育法で社会教育委員の職務として社会教育に関する諸計画を立案することとされていることから、現在、社会教育委員会会議において外部からの委員含めて、次期の生涯学習推進計画の検討会議を立ち上げ、計画の立案を行っているところである。

この計画については、素案ができた段階と、また、パブコメを経て最終案がまとまった段階で、この教育委員会会議に諮ることになる。

原案可決

議案第29号 「北九州市職員表彰規則の一部改正について」

本議案の提案理由を教職員課長が説明。

〔提案理由要旨〕 北九州市行財政改革大綱に基づき、教職員永年勤続表彰等において表彰状とともに贈呈している記念品を、平成26年度表彰から廃止することとしたため、北九州市教職員表彰規則の一部を改正する必要があるため、この規則案を提出する。

原案可決

(2) 非公開案件

議案第27号 「平成26年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

〔提案理由要旨〕 次の各項目について、北九州市議会定例会に付議または報告する必要があるので、この議案を提出する。

- ①平成26年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
- ②専決処分の報告について

吉田委員／質問が2点。まず1つ目は、学校給食調理業務民間委託事業において、毎年、状況についてはいろいろな場面で報告があるが、70%くらいは民間委託になっていたと思うが、この1年においても大きなトラブルや何か困ったことなど、何かなかったのか。

学校保健課長／給食全体としては、アレルギーの問題とか、そういうものは起こっているが、委託だからというようなことではない。委託という点については、非常に順調に進んでいるという状況である。

吉田委員／給食審議会においても、特に問題は上がっていないか。

学校保健課長／給食審議会には、今年度は4月に改定した給食費の影響について報告し、意見を頂いた。給食内容について、いろいろ学校長や先生、PTAの方の意見の報告に対し、そのような意見を聞いて安心をしたという形や、このまま順調に進めていただきたいという形での評価も頂いている。

吉田委員／2つ目は、空調機は電気方式、ガス方式に分かれているのは何か理由があるのかということについて伺いたい。

施設課長／空調機のガス方式と電気方式の違いということであるが、基本的に、都市ガスを使ったガス方式のエアコンというのは、本庁舎を含め大規模な所にかなり普及しているものである。他都市において先行して学校に設置している所に聞くと、ガス方式を採用しているところが多かった。そういうこともあり、ガス方式での設置、電気方式での設置の両方を検討したところ、設置費においても若干ガス方式のほうが安価にできるということや、使用していく上での光熱水費についても、ガス方式のほうが安価にできるということが分かったことから、都市ガスの敷設地域については、原則、ガス方式を採用となった。敷設のされていない所については、パッケージ式の電気エアコンを設置するという事で考えている。

原案可決

4 閉会